

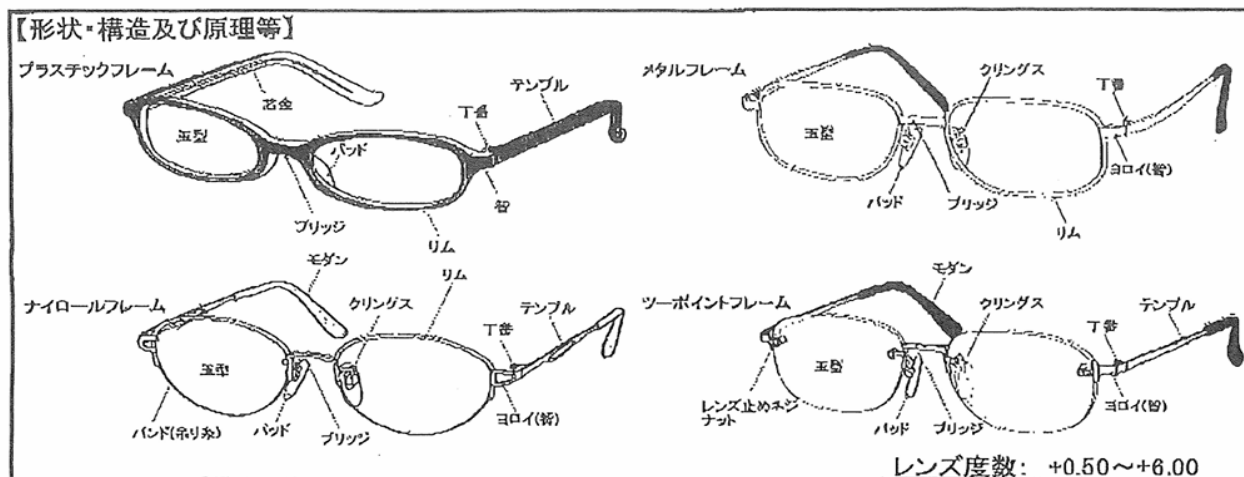
作成年月日：2013 年 12 月
改定 2025 年 5 月 28 日 第 4 版

届出番号：18B3X00180000001

機械器具(71) 視力補正用眼鏡
一般医療機器 眼鏡(JMDN コード：35065000)

シンライト

禁忌・禁止：眼鏡をかけたままで歩いたり、車の運転をしないこと



【使用目的又は効果】

眼鏡レンズ1組と眼鏡フレームからなる視力補正用眼鏡（老眼鏡）である。

【使用方法等】

- ・手元の文字等を見る際に使用する。
- ・掛けはずしの際は、両手でテンプルを持って行う。

【使用上の注意】

- ・眼鏡の掛けはずしは、両手でテンプルを持って顔の正面で行うこと。掛ける際は、テンプルを十分に開いてゆっくり行うこと。
- ・形くずれやゆりみの原因になるので、片方のテンプルのみを持ってはささないで、両手で外すこと。
- ・近視、乱視、遠視の方には、合わないので使用しないこと。
- ・皮膚に接触する部分はよく拭き取ってから使用すること。
- ・整髪料や化粧品が眼鏡についたときは、劣化・変質、変化の原因となる可能性があるのですみやかに拭き取ること。
- ・眼鏡の掛け具合が悪く、鼻や耳に無理な負担がかかる時は、顔にあうフレームのものを選ぶこと。
- ・フレームが肌に触れる箇所にかゆみ、かぶれ、湿疹など異常がある時には使用をやめ、医師に相談すること。
- ・持ち運びの時は、ケースに入れておくこと。

【保管方法及び有効期限】

- ・テンプルを曲げると折れることがあるので、しないこと。
- ・眼鏡はレンズ、フレームとも60℃以上の高温にさらされたり、急激な温度変化にあうと変形したり、表面層のはがれ、

ひび割れを生じることがある。また、熱によってフレームやレンズが変形して、見え方に悪影響を及ぼす可能性があるの
で、注意すること。

- ・レンズを拭く時は、ほこりを落とすか水洗いをするこ
と。無理に力を入れて拭くとフレームの型くずれ及び素材の劣化
による破損の原因になる。
- ・眼鏡を置く時は、レンズの凸面を上向きにすること。下向
きにするとキズの原因になるのでしないこと。
- ・眼鏡が濡れた時は、水あとがしみになって取れにくくなる
ので、ティッシュペーパーやメガネ拭きで拭きとること。
- ・各部の素材は、経年変化や摩耗、ゆりみ等のため、変色・
変形したり折れたり、表面層のはがれやヒビ割れにより素材
の露出が起こる場合がある。

【保守・点検に係わる事項】

- ・丁番ねじが緩んだときは、プラスドライバーでしめること。
- ・ゴミ・ホコリ等、汚れが付着したときは、中性洗剤を薄め
た液に浸し指先で汚れを落とした後、柔らかい布で軽く拭く
こと。から拭きはキズの原因になるのでしないこと。
- ・レンズをキズつける恐れがあるので、硬い金属等と一緒に
保管しないこと。

【製造販売業者および製造業者の氏名又は名称】

製造販売元：有限会社マグティク

福井県鯖江市杉本町36-2-20 TEL0778-51-4625

製造業者：ZHANGZHOU TONY OPTICAL CO.,LTD